

15 規 約

- ◇ 公益財団法人中央区勤労者サービス公社定款・・・・・・・・112
- ◇ 公益財団法人中央区勤労者サービス公社事業規則・・・・・・・・118

公益財団法人 中央区勤労者サービス公社 定款

平成23年10月17日 評議員会決議
平成23年10月18日 理事会決議
公益法人の設立の登記の日 施行
(平成24年4月1日)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人中央区勤労者サービス公社(以下「公社」という。)と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 公社は、中央区(以下「区」という。)内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び区内に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者と事業主並びに区民(以下「中小企業勤労者等」という。)を対象に総合的な福祉事業を行い、もって中小企業の振興を図り、ひいては地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者等の生活の安定に関する事業
 - (2) 中小企業勤労者等の健康維持増進に関する事業
 - (3) 中小企業勤労者等の自己啓発、余暇活動に関する事業
 - (4) 事業掛金負担者(第50条に規定する事業掛金負担者をいう。)の給付に関する事業
 - (5) その他公社の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、東京都において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 公社の基本財産は、前条に規定する事業を行うために不可欠なものであって、評議員会で決議した財産をもって構成する。

- 2 基本財産は、評議員会で別に定めるところにより、公社の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の維持管理及び運用)

第6条 公社の財産維持管理及び運用は善良な管理者の注意をもって、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(特別の利益供与の禁止)

第7条 公社は、公社に財産の贈与若しくは遺贈をする者、並びに公社の役員及び評議員又はこれらの親族等に対し、金銭の貸付、資産の譲渡、役員の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(事業年度)

第8条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 公社の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及

びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評 議 員

(評議員の定数)

第12条 会社に、評議員16人以上20人以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1人、監事1人、事務局員1人、次項の定めに基づいて選任された外部委員2人の合計5人で構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、次の各号のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

(1) 公社又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。以下同じ。)の業務を執行する者又は使用人

(2) 過去に前号に規定する者となったことがある者

(3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、3親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会の決議により別に定める。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を候補者とした理由

(3) 当該候補者と公社及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くことになるときに備えて、補欠の

評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員氏名

(3) 同一の評議員(2人以上の特定の評議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の評議員)につき2人以上の補欠の評議員を選任するときは、当該補欠の評議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

10 公社の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族のその他特別の関係がある者の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

11 評議員のうちには、他の同一団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である評議員の合計数が評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

12 評議員は、公社の理事又は監事若しくは使用人にかねることができない。

13 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第12条に定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第15条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

第5章 評議員会

(構成)

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第17条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (4) 定款の変更
 - (5) 残余財産の処分
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

- 第18条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。
- 2 定時評議員会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
 - 3 臨時評議員会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めるとき。
 - (2) 評議員から理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集の請求があったとき。

(招集)

- 第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、代表理事である副理事長が理事会を招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号による請求があったときは、その日から6週間以内に評議員会を招集しなければならない。
 - 3 評議員会を開催するには、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面でその招集の通知を発しなければならない。
 - 4 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、その評議員会において出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第21条 評議員会の決議は、決議について特別の利害

関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 役員の一部免除
 - (3) 定款の変更
 - (4) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第25条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第22条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第23条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第24条 評議員会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。
- 2 前項の議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印しなければならない。

第6章 役員

(役員の設定)

- 第25条 公社に、次の役員を置く。
- (1) 理事 14人以上18人以内
 - (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長、1人を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長及び副理事長のうち1人をもって一般社団法人及び一般財団法人に関

する法律第91条第1項第1号に規定する代表理事(以下「代表理事」という。)とし、常務理事をもって同法197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第26条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 会社の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族のその他特別の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても同様とする。
 - 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。監事についても同様とする。
 - 5 監事は、会社の理事(親族その他特別の関係にある者を含む。)及び評議員(親族その他特別の関係にある者を含む。)並びに会社の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別な関係があってはならない。
 - 6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿謄本を添えて、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

- 第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、会社を代表し、その業務を執行する。
 - 3 代表理事である副理事長は、理事長に事故あるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。
 - 4 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会で別に定めるところにより、会社の業務を分担執行する。
 - 5 理事長、代表理事である副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 4 理事又は監事は、第25条第1項に定めた定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事の権利義務を有する。

(役員解任)

- 第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等を支給することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議により別に定める。

(役員責任の一部免除)

- 第32条 会社は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用する同法第111条第1項に定める役員賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任限度額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

- 第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第34条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 会社の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の執行の監督
 - (3) 理事長、副理事長及び常務理事並びに代表理事となる副理事長の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会の2種類とする。

- 2 定時理事会は、毎事業年度2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催することができる。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて理事長に対し、理事会の招集があったとき。
 - (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、代表理事である副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合には、その請求があった日から2週間以内に、理事会を開催しなければならない。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面でその招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第39条 理事が理事会の決議の目的である事項に

ついて提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第5項の規定による報告については適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第13条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。
- 4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第43条 公社は、基本財産の減失による公社の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第44条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により公社が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第45条 公社が清算するとき有する残余財産は、評

議会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第46条 会社の公告は、この会社の事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。
- 2 前項の公告方法の外、電子公告により行うこともできる。

第10章 事務局

(事務局)

- 第47条 会社の事務を処理するために、事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
 - 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
 - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第48条 会社は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

- 第49条 会社は業務上知りえた個人情報の保護に万全を期するものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 補 則

(事業掛金負担者)

- 第50条 会社は、事業掛金負担者(以下「掛金負担者」という。)を置くことができる。掛金負担者は、第4条第1項第1号から第4号に規定する事業に関し、特別対象者として、あっせん又は参加費等で優先的取り扱いを受けることができる。
- 2 掛金負担者は、掛金を支払わなければならない。

- 3 掛金負担者の対象、掛金の額、支払い方法及び用途等については、理事会の決議により別に定める。

(委 任)

- 第51条 この定款に定めるもののほか、会社の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 会社の最初の代表理事は、理事長の中野里孝正と副理事長の小泉典久とする。
- 4 会社の最初の業務執行理事は、常務理事の平野純一とする。

公益財団法人 中央区勤労者サービス公社 事業規則

平成24年3月28日

規則第2号

改正 平成25年2月25日 規則第1号

財団法人中央区勤労者サービス公社事業規程(平成7年4月3日規程第1号)の全部を改正する。

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規則は、公益財団法人中央区勤労者サービス公社(以下「公社」という。)の実施する事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所をいう。
- (2) 勤労者等 中央区(以下「区」という。)内の中小企業に勤務する勤労者と事業主及び区内に居住し区外の中小企業に勤務する勤労者と事業主並びに区民をいう。
- (3) 会 員 公社定款第50条に規定する事業掛金負担者
- (4) 登録会員 公社定款第50条に規定する掛金を負担せず、施設等の割引利用ができる者をいう。

第2章 会 員

(会員の入会資格)

第3条 会員になることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 区内の中小企業に勤務する勤労者及び事業主
 - (2) 区内に居住し、区外の中小企業に勤務する勤労者と事業主
 - (3) その他理事長が特に認めた者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、会員になることができない。
- (1) 臨時又は季節的業務に期間を定めて雇用されている者
 - (2) 加入時に14日以上休業、安静加療をしている者、又は14日以上休業、安静加療を要すると診断されている者
 - (3) 第14条により除名された者(除名され

た後1年を経過した者で、同条各号に定める行為をするおそれがないと認められた者を除く。)

- (4) 前各号に定めるもののほか、理事長が不適当と認めた者

(入会の手続き)

第4条 会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の申し込みがあったときは、入会資格を審査のうえ、入会の承認をする。
- 3 入会の承認を受けた者は、入会金及び会費(第8条に規定する前払いを含む。)を現金で納入しなければならない。
- 4 第3条第1項第1号に規定する勤労者及び事業主については、事業所を単位(以下「単位事業所」という。)に入会し、同条同項第2号による場合は、個人を単位として入会する。
- 5 理事長は、入会を承認したときは、会員証を交付するものとする。

(資格の発生)

第5条 会員の資格は、前条の入会手続きを完了した日から発生する。

(入会金)

第6条 入会金の額は、会員1人につき200円とする。

- 2 既納の入会金は返還しない。

(会 費)

第7条 会費は1人月額500円とする。

- 2 会費の納入は、会員の資格の発生した日の属する月から退会日の属する月までとする。

(会費の納入方法)

第8条 会員は、会費を3箇月に1回前払いするものとし、4月、7月、10月及び1月のそれぞれ26日に、会員が指定する金融機関から自動振替により納入するものとする。ただし、振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日とする。

- 2 前項に定める方法による会費の納入が困難な場合は、現金又は振込みで納入できるものとする。

- 3 単位事業所で入会した会員の会費は、その事業所の事業主が全会員の会費を一括して納入することを原則とする。

(会費の返還)

第9条 既納の会費は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 会員が会費を納入した後に退会した場

合は、退会日の属する月の翌月以降の会費を返還する。

- (2) 会員が死亡した場合は、死亡した月の翌月から返還する。ただし、遡及返還は退会届提出日から起算して最高6箇月までとする。

(会費の催促)

第10条 理事長は、会費を6箇月以上滞納した者に対して会費の納入を催促しなければならない。

(退会届)

第11条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員証を添えて、理事長に退会届を提出しなければならない。

- (1) 第3条に掲げる会員資格を失ったとき。
(2) 前号以外の理由により、退会しようとするとき。

(資格の喪失)

第12条 前条の規定に基づく退会届により、会員資格を喪失する日は退会届出が受理された日とする。ただし、死亡による資格喪失日は、死亡した日とする。

- 2 会員が会員資格を喪失した日をもって退会日とする。

(変更届)

第13条 会員又は単位事業所は、公社に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに理事長に変更届を提出しなければならない。

(除名)

第14条 理事長は会員が次の各号のいずれかに該当したときは、当該会員を除名することができる。

- (1) 第10条により催促した日から3箇月以上会費を滞納し、引き続き納入の見込みがないと認められるとき。
(2) 公社の事業を妨げる行為をしたとき。
(3) 偽り、その他不正の行為により、公社の事業により利益を受けようとしたとき又は受けたとき。
(4) 公社の定款及びこの規則に違反し、又は信用を失わせるような行為をしたとき。
2 理事長は、前項第2号から第4号の規定により会員を除名する場合、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。ただし、当該会員の所在が不明であるなど、やむを得ない理由により連絡できない場合は、この限りではない。
3 理事長は、会員を除名したときは、当該会員に理由を付した文書で通知しなければならない。ただし、当該会員の所在が不明であるなど、やむを得ない理由により連絡でき

ない場合は、この限りではない。

- 4 除名された会員は速やかに会員証を返却しなければならない。

(受益の制限)

第15条 理事長は会員が会費の納入を怠ったときは、受益の一部又は全部を制限することができる。

(登録会員)

第16条 登録会員の資格、登録手続き等は、理事長が別に定める。

第3章 生活の安定事業

(生活安定事業)

第17条 公社定款第4条第1項第1号に規定する中小企業勤労者等の生活の安定を図るため、次の事業を行う。

- (1) 臨時に必要とする医療及び冠婚葬祭費等を金融機関を通じて行う融資あっせん事業
(2) 果物など特産品の産地直送の割引あっせん
(3) 百貨店や区内優良店舗から割引料金の物品購入等ができる指定店事業
(4) 料金前払式カードの割引販売
(5) 各種共済及び融資制度の仲介・紹介、セミナーや相談会の実施

第4章 健康維持増進事業

(健康維持増進事業)

第18条 公社定款第4条第1項第2号に規定する中小企業勤労者等の健康維持増進を図るため、次の事業を行う。

- (1) 人間ドック及びカウンセリング等の利用あっせんを行う健康管理事業
(2) 温浴施設及びスポーツ施設等の利用あっせんを行う健康増進事業
(3) 健康に関するセミナー等の実施
(4) 健康冊子の配布等健康に関する普及啓発

第5章 自己啓発、余暇活動事業

第1節 自己啓発事業

(自己啓発事業)

第19条 公社定款第4条第1項第3号に規定する中小企業勤労者等の自己啓発を助長するため、次の事業を行う。

- (1) 趣味・教養等の講座の開催
(2) カルチャースクール及び公開講座等利用の援助
(3) 資格試験の受験料補助

第2節 余暇活動事業

(余暇活動事業)

- 第20条 公社定款第4条第1項第3号に規定する中小企業勤労者等の余暇活動を支援し、勤労者福祉の充実を図るため、次の事業を行う。
- (1) 宿泊施設(年間・夏季・冬季)を指定し、協定料金で利用に供する。
 - (2) 宿泊施設を夏季に借り上げ、低廉な料金で利用に供する。
 - (3) 東京近郊の遊園施設等を指定し、協定料金で利用に供する。
 - (4) 遊園施設等入場券、観劇・映画等各種鑑賞券及び食事券を割引料金でのあっせん等を行う。
 - (5) 日帰りバス旅行等のレクリエーション事業を企画実施する。
 - (6) その他必要に応じて、勤労者福祉を充実するための事業を行う。

第6章 給付事業

(給付事業)

- 第21条 公社定款第4条第1項第4号に規定する事業掛金負担者の在職中の生活安定を図ることを目的に、次に掲げる給付事業を実施する。
- 1 結婚祝金
 - (1) 会員が結婚したときは、結婚祝金を支給する。
 - (2) 結婚とは、民法(明治29年法律第89号)に定める婚姻をいう。
 - (3) 再婚の場合は、同一人について1回を限度として支給する。
 - 2 銀婚祝金
会員が結婚して満25年を迎えたときは、銀婚祝金を支給する。
 - 3 金婚祝金
会員が結婚して満50年を迎えたときは、金婚祝金を支給する。
 - 4 出産祝金
 - (1) 会員又は会員の配偶者が出産したときは、出産祝金を支給する。
 - (2) 出産には、死産を含まないものとする。
 - (3) 多児出産の場合は、1児につき1件として支給する。
 - 5 入学祝金
会員の子が、小学校に入学したときは、入学祝金を支給する。
 - 6 卒業祝金
会員の子が、中学校を卒業したときは、卒業祝金を支給する。

- 7 成人祝金
会員が満20歳になったときは、成人祝金を支給する。
- 8 死亡弔慰金
 - (1) 会員が死亡したときは、会員死亡弔慰金を支給する。
 - (2) 会員の配偶者、父母(実父母をいう。ただし、養父母があるときは養父母をいう。)、子が死亡したときは、家族死亡弔慰金を支給する。ただし、これらの者が前項の会員死亡弔慰金の受給者となる場合を除く。
 - (3) 会員の子の死亡には、死産を含む。
 - (4) 会員死亡弔慰金の受取人の範囲及び順位は次のとおりとする。
 - (第1順位) 配偶者
 - (第2順位) 子
 - (第3順位) 父母
 - (第4順位) 孫
 - (第5順位) 祖父母
 - (第6順位) 兄弟姉妹
 - (5) 会員死亡弔慰金を受けるべき同順位の受取人が2人以上あるときは、そのうちの1人のした請求は全員のためにしたものとみなし、その1人に対してした支給は全員に対してしたものとみなす。
- 9 入院見舞金
 - (1) 会員が同一傷病で連続して5日以上入院したときは、退院後日数に応じて入院見舞金を支給する。
 - (2) 同一傷病による再入院については、前回の退院日から1年以上経過した場合に限り支給する。
 - (3) 会員が入院中に死亡した場合は、入院見舞金又は死亡弔慰金のいずれか額の多い方を支給する。ただし、入院見舞金を支給する場合は前項第4号・第5号を準用する。
- 10 障害見舞金
 - (1) 会員が、傷病により身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15条)に定める身体障害状態になったときは、その程度に応じて障害見舞金を支給する。
 - (2) 身体障害状態の程度は、身体障害者手帳の等級をもって理事長が認定する。
 - (3) 同一障害に係る障害見舞金の支給は、1回限りとする。
- 11 住宅災害見舞金
 - (1) 会員の居住する家屋及び家財が、人災、自然災害を問わず被害を被ったときは、その程度に応じて住宅災害見舞金を支給する。

(2) 前項における居住する家屋及び家財とは、その所有の有無にかかわらず会員が現に生活の本拠地としている建物とそれに付随する家財をいい、専ら店舗、事務所、作業所として利用しているものは含まれない。

(3) 被災家屋に、生計を一にする会員が2人以上居住しているときは、そのうちの1人にのみ支給する。

(給付金額)

第22条 前条第1項から第11項までの規定により支給する給付金の額は、別表第1に定めるところによる。

(支給資格)

第23条 給付金は、会員になった日から起算して1箇月を経た日以降に発生した事由に対して支給する。

(支給の制限等)

第24条 第21条第8項から第11項までの規定に基づく給付金は、その発生原因に災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用になるとき、及びその発生原因が給付受給者又は会員の故意又は重大な過失による場合は、支給しない。

2 同一事故原因に基づいて、第21条第8項から第11項までの規定に基づく給付金の支給が著しく多額となったときは、理事長は、理事会の議決により、給付金額を変更することができる。

3 会費の未納がある場合は、理事長は、給付金の支給を停止することができる。

(給付の請求)

第25条 給付金の支給を受けようとする者(以下「請求者」という。)は、給付金請求書に別表第2に定める書類を添付して理事長に提出しなければならない。

2 給付金の請求は、会員が行う。ただし、会員本人の死亡弔慰金の請求は、第21条第8項第4号に規定する者が行うものとする。

3 給付金の請求は、給付事由が発生した日から6箇月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由により遅延したものと理事長が認めるときは、この限りでない。

(給付の決定)

第26条 理事長は、給付金請求書を審査し給付を決定したときは、給付金を支払うものとする。

2 理事長は、給付金請求書を審査し給付しないと決定したときは、給付不承認書により、請求者に速やかに通知しなければならない。

(期間の計算)

第27条 給付における期間の計算は、すべて会員の

資格が発生した日及び事由の発生した日から起算し、翌月の応答日をもって1箇月とみなし、翌年の応答日をもって1年とみなす。

(給付金の返還)

第28条 請求者が、偽りその他不正な行為により給付の支給を受けたときは、理事長は、給付金及び給付に要した費用を返還させるものとする。

(異議申立て)

第29条 請求者は、給付の決定に疑義があるときは不承認書を受領した日から60日以内に理事長に対し異議の申し立てをすることができる。

2 異議の申し立てがあった事項については、速やかに理事会で審査のうえ可否を決定し、異議申立人に通知しなければならない。

第7章 その他事業

(協力事業)

第30条 東京都及び中央区が行う勤労者福祉推進事業への協力事業を行う。

(その他の事業)

第31条 第3章から第6章に掲げる事業のほか、公社の目的を達成するために必要な事業を実施する。

第8章 補 則

(会員の優先)

第32条 事業実施にあたり、会員に対しあつせん又は利用補助、参加費等その他の経費の優待で優先的取り扱いをすることができる。

2 前項の対象事業並びに利用補助額及び参加費の優待額は、理事長が別に定める。

(会費等の使途)

第33条 第6条に規定する入会金及び第7条に規定する会費は、第21条に規定する給付事業実施及び記念事業積立金に要する経費に充当し、残額をそれ以外の事業に充てる。

(委 任)

第34条 この規則の施行に関し、必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に改正前の規程の

規定によりなされた申請その他手続き及び承認その他の決定は、この規則の相当規定によってなされたものとみなす。

- 3 第2条第3号に定める会員の加入期間は、東京都中央区勤労者共済会及び財団法人中央区勤労者サービス公社に加入していた期間を含むものとする。

附 則 (平成25年2月25日規則第1号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表 第1 (第22条関係)

給付の種類		給付金額(円)	該当条項
結婚祝金		20,000円	第21条第1項
銀婚祝金		20,000円	第21条第2項
金婚祝金		20,000円	第21条第3項
出産祝金		20,000円	第21条第4項
入学祝金(小学校入学)		10,000円	第21条第5項
卒業祝金(中学校卒業)		10,000円	第21条第6項
成人祝金		20,000円	第21条第7項
死亡弔慰金	会員(在会 1年未満)	20,000円	第21条第8項
	会員(在会 1年以上 5年未満)	50,000円	
	会員(在会 5年以上 10年未満)	70,000円	
	会員(在会 10年以上)	100,000円	
	会員の配偶者(在会 1年未満)	20,000円	
	会員の配偶者(在会 1年以上)	30,000円	
	会員の子	20,000円	
会員の親	10,000円		
入院見舞金	5日以上 10日未満	5,000円	第21条第9項
	10日以上 20日未満	10,000円	
	20日以上 30日未満	20,000円	
	30日以上 60日未満	30,000円	
	60日以上 90日未満	40,000円	
	90日以上	50,000円	
障害見舞金	1 級	100,000円	第21条第10項
	2 級	90,000円	
	3 級	80,000円	
	4 級	70,000円	
	5 級	60,000円	
	6 級	50,000円	
住宅災害見舞金	全 損(焼)	家屋及び家財におおむね70%以上の損害を受けたとき	第21条第11項
	半 損(焼)	家屋及び家財におおむね30%～70%程度の損害を受けたとき	
	一部損(焼)	家屋及び家財におおむね5%～30%程度の損害を受けたとき	
	床上浸水	床上以上の浸水又は土砂の流入があったとき	

別表 第2 (第25条関係)

給付の区分	添付書類	
結婚祝金	次のうちいずれか一つ * 戸籍謄本(夫婦が記載されているもの) * 婚姻届受理証明書(婚姻が確認できるもの)	
銀婚祝金 金婚祝金	* 戸籍謄本(夫婦が記載されているもの)	
出産祝金	次のうちいずれか一つ * 母子健康手帳の出生届出済証明書 * 出生届受理証明書 * 戸籍謄本又は住民票	
入学祝金	次のうちいずれか一つ * 就学若しくは入学通知書(写) * 在学を証明できるもの(在学証明書等)	
卒業祝金	次のうちいずれか一つ * 卒業証書(写) * 卒業証明書	
成人祝金	生年月日が確認できるもの(運転免許証・住民票・健康保険証等)	
死亡弔慰金	会 員	次の二事項を証明できるもの * 死亡事項登載の戸籍謄本又は除籍謄本等 * 会員と受取人との続柄を証明できるもの(戸籍謄本・除籍謄本等)
	配偶者 子 親	次の二事項を証明できるもの * 死亡事項登載の戸籍謄本又は除籍謄本等 * 会員との続柄を証明できるもの(戸籍謄本・除籍謄本等) * 死産の場合は医師の証明書又は死産届の記載事項証明書
入院見舞金	* 医療機関の発行した入院期間を証明できるもの(領収書等)	
障害見舞金	身体障害者手帳	
住宅災害見舞金	* 官公署の発行する罹災証明書 * 被災状況申告書 * 損害の程度がわかる写真	